

順天堂大学医学部研究等倫理要綱

平成元年 9月21日
学第1—9—1号
改正 平成16年 4月 1日
平成17年 4月 1日
平成20年 4月 1日
令和 3年 9月 1日

我々のすべての医学研究及び医療は、十分な倫理的配慮のもとに行われなければならない。しかしながらその内容によっては、研究及び医療に従事する当事者の観点のみでは、必ずしも十分な倫理的配慮が行き届き得ないことを否認ないときがあろう。とりわけ、臓器移植、死の判定基準、生殖医学、薬剤治験、遺伝生物学的研究並びにこれらにかかわる疾患の診断及び治療等に臨んでは、特に慎重な態度と実行決定の判断が必要である。

順天堂大学医学部研究等倫理要綱はこの点に鑑み、必要な倫理的配慮の基準とその具体的実施基準を示すものである。

順天堂大学医学部研究等倫理要綱

順天堂大学医学部※1の研究者及び医師※2が行うヒトを直接対象とした医学的研究及び特定の医療行為※3については、ヘルシンキ宣言※4に則り医の倫理的な配慮を図るために、順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会規程に基づいて行うものとする。

第1条 この要綱において「順天堂大学医学部」（以下「医学部」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医学部及び医学研究科
- (2) 医学部附属順天堂医院
- (3) 医学部附属静岡病院
- (4) 医学部附属浦安病院
- (5) 医学部附属順天堂越谷病院
- (6) 医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
- (7) 医学部附属練馬病院

第2条 この要綱において「研究者及び医師」（以下「研究者等」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医学部及び医学研究科専任教員（名誉教授、客員教授及び客員准教授を含む。）
- (2) 医学部及び医学研究科非常勤講師（非常勤助教及び非常勤助手を含む。）
- (3) 医学部専攻生
- (4) 医学部研究生（外国人を含む。）
- (5) 医学部協力研究員
- (6) 大学院医学研究科学生
- (7) 医学部附属病院臨床研修医
- (8) 医学部研究技師及び研究技師補
- (9) 研究に携わる医学部職員

第3条 この要綱において「医学的研究及び特定の医療行為」（以下「研究等」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 尊厳死、安楽死及び死の判定基準にかかわるもの
- (2) 臓器及び組織移植にかかわるもの
- (3) 新薬・治験及び新治療・診断器具の効果検定にかかわるもの（専門的治療と結び付いた臨床試験及び治療と無関係な臨床試験を含む。）
- (4) 遺伝子工学の臨床応用にかかわるもの
- (5) 生殖医学にかかわるもの
- (6) 第1号から第5号に掲げるもののほか、個人の基本的権利の擁護及び環境保全にかかわるもの
- (7) 第1号から第6号に掲げる当該研究等の成果の公表にかかわるもの

第4条 この要綱において「ヘルシンキ宣言」とは、1964年6月フィンランドのヘルシンキにおいて開催された第18回世界医師会総会で採択された「ヒトにおけるバイオメディカル研究に携わる医師のた

めの勧告」であって、その後改訂されたものをいう。

この要綱は、順天堂大学医学部教授会の総意により、平成元年4月1日制定し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。